

# 多賀城市立図書館移転計画

---

多賀城市教育委員会

平成25年11月

# 目次

第1章 計画策定の趣旨・経緯	1
1 策定の趣旨と経過	
2 市立図書館の取組みの経緯	
第2章 現状と課題	2
1 市立図書館の現状	
2 第一次多賀城市立図書館基本計画に対する市民ワーキング及び多賀城市立図書館協 議会の中で提起されてきた事項	
3 提起されてきた事項に対するこれまでの対応	
4 市立図書館の課題	
第3章 市立図書館のあるべき姿	6
1 公共図書館の社会的役割から導き出される市立図書館のあるべき姿	
第4章 構想を実現するための4つの方策	8
1 移転する場所	
2 市立図書館の規模	
3 施設構成	
4 図書館が提供するサービス	
第5章 管理運営	13
1 管理運営形態について	
2 指定管理者の選定について	

# 第1章 計画策定の趣旨・経緯

---

## 1 策定の趣旨と経過

---

第二次多賀城市立図書館基本計画の理念を実現するための多賀城市立図書館（以下「市立図書館」という。）の移転について、基本的事項を定めるものです。

とりまとめにあたっては、現在の図書館機能の拡大とサービス水準の向上を念頭におき、施設運営の様々な課題の解決を目指し、図書館協議会や社会教育委員会議で意見をいただいたほか、先進的な図書館の事例の調査・研究を重ねながらまとめています。

## 2 市立図書館の取組みの経緯

---

市立図書館の開館当時は、図書館は一般的に自分で自由に本を取り出すことができず、書名や著者などを伝えて閉架書庫から取り出してもらう閉架式図書館が主流でした。県内にも図書館は存在していましたが、そのほとんどは大学等教育機関としての施設等、誰もが気軽に利用できる施設ではありませんでした。このような時、市立図書館では、「図書を自由に手に取り閲覧し、気軽に本を借りることができる開架式の図書館」、「子どもに寄り添い向き合う図書館」、「移動図書館車、分室の設置により市内全域を対象とする図書館」という柱を掲げ画期的な取組みを行ってきました。これが東北初の「市民のための図書館」と呼ばれる所以でした。

市立図書館正面入り口の「読書三到の碑」の理念（読書の大切な三つの心得。目でよく見ること。声を出して読むこと。心を集中して読むこと。）に基づく様々な取組みは、リーディング・プロジェクトとして反響を呼び、全国各地から注目を浴びる存在でもありました。その後は、開館日の拡大や開館時間の延長、IT化への対応等、社会情勢や環境の変化に応じて、質・量ともにそのサービスの向上と拡大を図りながら多くの市民に愛され親しまれる図書館運営に努めてきました。

## 第2章 現状と課題

---

### 1 市立図書館の現状

---

開館してから35年が経過した現在では、運営面において多くの課題を抱えていることも事実です。特に、施設が手狭となり必要なサービスが提供できないこと、老朽化により利用者にとって優しい空間とはなっていないこと、図書の貸出サービスを中心として整備された施設であることから限定的なサービスの提供に偏っていること、さらには立地条件と交通アクセスの課題を抱えていることに加えて、東日本大震災の影響もあったことから平成24年度の実質利用者数（延べ利用回数を数えない実質的な市内に居住する利用人数）は5,935人に止まっています。

### 2 第一次多賀城市立図書館基本計画に対する市民ワーキング及び多賀城市立図書館協議会の中で提起されてきた事項

---

#### (1) 施設の立地について

---

- ア 分かりにくい場所に立地していることに関する意見
- イ 立地及び地形的な問題を背景とする交通利便性の向上を求める意見

#### (2) 図書館サービスについて

---

- ア 利用者からの高度な相談に対応できる専門職員の育成に関する意見
- イ 各分野における学術書や専門書の充実を求める意見
- ウ 新聞や雑誌、新刊本等、消費スピードの早い資料の充実を求める意見
- エ 多賀城の歴史及び本市に関係する資料収集を求めることに関する意見
- オ 開館時間の延長と、祝日の開館に関する意見
- カ 地区公民館内分室の利用時間拡大に関する意見
- キ 特別整理期間に伴う長期休館の短縮に関する意見
- ク 移動図書館車の運行ルート及び運行時間の再検討に関する意見
- ケ 日常的に読み聞かせ及び対面朗読サービスを求めることに関する意見

- コ 子どもの意見を取り入れた児童書の収集、児童向け洋書の購入に関する意見
- サ 視聴覚資料の充実を求める意見

### (3) 施設・設備の充実と機能の向上について

---

- ア ゆったりと滞在できる環境と空間を求める意見
- イ 異なる世代（子どもと成人）がそれぞれに落ち着いて利用することができる施設の改善を求める意見
- ウ 児童生徒が、図書館の資料を活用し学習できる場の確保を求める意見
- エ 乳幼児とその保護者が安心して利用できるための設備の充実を求める意見
- オ 十分なスペースの駐車場及び駐輪場を求める意見

## 3 提起されてきた事項に対するこれまでの対応

---

これまでの間、資料の充実と増加、図書館分室の日曜開館の実施、周辺地域までのバス路線拡大等、対応可能な課題については、その都度対応策を講じてきました。

しかし、立地条件や施設の構造と老朽化に起因する課題に対しては、抜本的な解決や克服ができないまま現状に至っています。

## 4 市立図書館の課題

---

### (1) 利用者の視点によるサービスに関する事項

---

- ア 開館時の蔵書計画では、年間7千冊ずつ図書を増やしサービスの拡大と向上を図ってきましたが、35年を経過した現在では20万冊を超える蔵書となっています。本館では、スペースの関係から約10万冊しか開架できず、それ以外の本は閉架書庫で保管していることから、利用者は図書館が有している全ての図書を自由に手に取って見ることができない状況となっています。
- イ 平成24年度の図書購入費(10,930千円)の内訳は、一般図書(7,957千円)に次いで新聞、雑誌(1,362千円)、基本図書(1,132千円)、視聴覚資料(479千円)の順となっています。新刊本や新聞、雑誌購入

に関する意見・要望が多く、これらへの対応により基本図書を購入費が抑えられている現状にあります。

また、生活課題や現代的な社会問題に関する図書等、時事に関する資料も多くはありません。

ウ 購入した雑誌類は、バックナンバーの要望に応えるため3年間保管しています。消費スピードの早い多種多様な雑誌の購入は、図書購入費が減少傾向にある中で、その対応に苦慮しています。

エ 本市の歴史的資料の収集と提供は、教育委員会内の組織（文化財課、埋蔵文化財調査センター）でそれぞれに行っています。これらを積極的に行っていくためには、教育委員会内での連携と調整が必要となっています。

オ 市立図書館は、広くはないスペースに10万冊を開架していることから、比較的容易に求めるジャンルの本を見つけることができますが、図書の配架とサインが管理者側の視点で設置していることから、一般には分かりにくい状況となっています。

カ 図書館運営には、専門職である司書は欠かすことのできない存在ですが、職員の育成には相当の時間を要すること、職員定数の視点や人事異動もあることから正職員を長く配置することは難しい状況にあります。このため、司書資格のある非常勤職員の採用と配置、ボランティア団体の協力を得ながら施設の運営を行っています。

キ 司書は、市立図書館の中核的業務を担っていますが、非常勤職員の司書が多いことから市立図書館の運営理念に基づく継続性と安定したサービスを提供していくには困難な職員体制となっています。

ク 司書は、受付、貸出業務等の管理業務に忙殺され、司書としての本来業務ができず、より高度なレファレンス業務を行えない環境にあります。

ケ 市立図書館では、移動図書館車や学校図書室支援事業を通じて児童・生徒に対するサービスは拡大してきましたが、本や図書館活動を通じた乳幼児とその保護者に対する取組みへのニーズが高まっています。

## (2) 誰もが行きたくなる環境づくりに関する事項

---

ア 施設本体は、ほぼ建設当時の姿で現在に至っています。限られた施設の中で、書架の配置等について工夫を重ねながら運営を続けてきましたが、開館当初は約3万3千冊だった図書数が、現在は閉架書庫も含め約20万冊を超える状況となっています。このため、館内で新たな図書や資料等の設置や、ゆとりあるスペースの確保は難しく、利用者のニーズには応えることができていません。

- イ 設備の改修や更新等を実施し、施設を利用する市民の皆さんが快適に過ごすことができるための環境整備に努めてきましたが、限られたスペースの中での取組みであることから、高齢者や障がいを持つ方、乳幼児とその保護者にとって優しい施設とは言い難い状況となっています。
- ウ 市立図書館が有する本来機能や利用方法について上手く伝えきれていないことから、利用者の拡大にはつながらず、むしろ減少と固定化の要因になっている可能性があります。
- エ 市立図書館は、基本的に毎週月曜日と年末年始、特別整理期間（蔵書点検として10日前後）を休館日としていますが、休館日を短縮して欲しいという要望も受けています。

### (3) 居心地の良い空間と雰囲気づくりに関する事項

---

- ア 子どもの図書コーナーと一般のコーナーがオープンスペースでつながっていることから、互いに気遣い不便を感じているところもあります。
- イ 市立図書館は、開館当時基本的スタイルであった図書の貸出に主眼をおいた施設構成になっていることから、図書を読むスペースやそのための機能を十分に有していない施設となっています。
- ウ 市立図書館の造りそのものが開放的でないことに加え、閲覧スペースが限られていることから定期的な利用者が占める割合が多く、新たな利用者が入りづらく利用しにくい雰囲気もあります。
- エ 利用者の利便向上のためにサインや掲示物等を工夫し、居心地の良い空間創出に向けた取組みを行ってきましたが、基本的には、そのための空間やスペースがないことから苦慮している状況です。
- オ 今後の公共図書館の役割として電子化への対応も積極的に行っていかなければなりません。しかし、利用者が自由に使用することができるインターネット用パソコン2台の設置に止まっており、ニーズに対応できるための設備が整っていません。
- カ 施設が手狭であること、本を貸すことに主眼をおいた建物の構造になっておりそれ以外の設備や空間が乏しいことから、利用者間の交流が施設内の各所で自然発生することは考えにくい状態です。利用者間の交流を生み出す場所も機会もないのが現状です。

## 第3章 市立図書館のあるべき姿

---

### 1 公共図書館の社会的役割から導き出される市立図書館のあるべき姿

---

#### (1) 公共図書館の社会的役割

---

もとより地方自治体の使命は、その地域社会の安心・安全と住民福祉事業の継続です。地方自治体は、その使命を達成するため、あらゆる分野で様々な方策を講じています。

当然に、豊かで住みよいまちの実現には、経済成長のための基盤整備は欠かせません。

しかしながら、社会全体が知識情報経済へと転換が図られていることからすれば、豊かで住みよいまちを実現し、地方都市として存続するためには、ハード整備のみに依存するばかりでなく、ソフト面の充実は重要な課題です。

まるで判を押したようなまちづくりが臨界点を迎えた中で、多賀城ならではの唯一無二の高付加価値を創出するまちづくりをするためには豊かな発想が必要となります。クリエイティブな活動をする人々が地域発展の主要な要因となることは明らかです。

そのためにも、これからの地方自治体の施策は、豊かな創造力を有し、地域の個性を発揮させるための人づくり、人材育成によりチカラを注ぎ、地域発展に寄与する人材を一人でも多く育てなければなりません。良い人材は、必ずや良い地域をつくりあげます。

豊かな創造力を育むためには、子どもの頃から芸術文化に触れることが重要であり、だからこそ、より多くの市民による文化活動の高まりが望まれます。

これは、発作的なイベントを通して行うものではなく、文化活動自体を市民生活の日常に溶け込ませる必要があります。

公共図書館は、まさに文化の象徴施設であり、市民の日常生活の中でその存在感を示し、より多くの市民が集う「文化の交流拠点」であるべきです。

しかしながら、現在の図書館において、利用者の固定化は払拭できない現実です。

また、前章で述べたように、ITの趨勢は、公共図書館の存在意義を根本から見直すほどの出来事であり、ともすると、従来型の図書館に魅力を感じていないことを現実のものとして重く受け止めなければなりません。



大勢の市民が本を求めてその場に集う、本との出会いの中で知的探求を行い、本がつなぐ人との出会いの中で交流し、ともに精神活動を豊かにする、そのような日常の場づくりを実現することが、これからの図書館の社会的役割です。

## (2) 市立図書館のあるべき姿

---

多賀城市の市制施行日である11月1日は、平成24年に「古典の日」とされました。

現代に生きる我々は、古典から多くのことを学ぶことができます。

古典は、現代に生きる我々にとって、知恵の源であり、心のよりどころです。長い年月を経てきたものは新しい創造を育む豊かな土壌となり、これこそが、多賀城のアイデンティティの源ではないかといえます。

多賀城は、かつて西の大宰府とともに、都を遠く離れた地方政治の拠点であり、都人のあこがれでさえありました。このあこがれこそが、多賀城市の多賀城市らしさであり、他の地方公共団体にはない個性です。古代東北において、政治の中心であり、都からの最新情報を発信した東北一帯の文化の中心であり、人とモノの交流が生まれた由緒ある地域です。

文化と交流の必要性は普遍のものです。長い歴史に裏づけされた多賀城の個性を市立図書館のキーファクターとして現代によみがえらせたいと考えます。

これからの市立図書館は、誰もがその場に滞在したくなるような心地良い居場所としてその存在意義を確立し、本との出会いや人との交流を通じてともに学び合うことのできる場であるべきです。

## 第4章 構想を実現するための4つの方策

---

### 1 移転する場所

---

多賀城駅は、仙台駅、あおば通駅に次いで年間乗降客数約440万人を数え、仙台市からのアクセスも良く、多くの人々が行き来する本市最大の交通結節点です。

また、多賀城駅のリニューアルオープンや同駅周辺地域の再開発事業によって、そのポテンシャルが向上しており、東北随一の文化交流拠点プロジェクトが進行している地域でもあります。

こうした魅力を有する多賀城駅周辺は、第二次多賀城市立図書館基本計画のグランドデザインの実現を可能とする場所であることから、市立図書館は、JR仙石線多賀城駅の北隣に建設予定の再開発ビル内に移転します。

### 2 市立図書館の規模

---

現在の市立図書館のフロア面積は1,541.22㎡です。当時は、先駆的な図書館として十分なスペースと機能を有していましたが、時代の変化とともに図書館に求められる機能や果たすべき役割も変化し、現在の施設規模では対応困難なところもあります。

特に、図書の開架スペース拡大、多くの利用者が集い交流することが出来る環境の整備、学習や読書活動等をより推進するためにも居心地のよい快適な空間の創出が市立図書館には必要であると考えていることから、移転する市立図書館は現状と比べ約2倍のフロア面積に拡張します。

### 3 施設構成

---

市立図書館が有する機能を発揮し、質・量ともに高いサービスを提供するため、図書室、多目的イベントホール、閉架書庫、移動図書館車庫、事務室、その他必要となる施設及び便益施設を設置します。

## 4 市立図書館が提供するサービス

---

市立図書館は、誰もが行きたくなる場であり、人々が集いゆるやかに交流する場であり、大きく変化する地域社会に向き合い行動する人材を育む場の創出を目指します。

そのため、新たなサービス、拡大する取組みと継続するサービスを次のように掲げ、実現に向けた具体的取組みを実施、展開することとします。

### (1) 利用者の視点によるサービスの提供

---

#### ア 借りやすさと返却サービスの向上

本の貸出の際の省力化を図るとともに、返却サービスを充実させ、利用者の利便性の向上に努めます。また、新たな図書管理システムを導入し、市立図書館の運営全般にわたってサービスを向上させます。

#### イ 本へのアプローチ

図書及び資料の開架率を飛躍的に向上させることから、多くの本の中から誰もが容易に必要とする本を探ることができるよう、利用者の視点に立った案内方法の確立及び開架と配架に努めます。

#### ウ 市民の参画と開かれた運営

市立図書館は、これまでもボランティア活動を行っている方々などをはじめ、多くの市民の皆さんの支えと取組みによって各種事業等を実施してきました。社会教育施設である図書館は、市民の皆さんの学びの場であるとともにその成果を発信・発表する場でもあることから、移転後においても市民参画と協働を運営の柱に掲げ、様々な取組みを実施します。

また、引き続き識者や利用者代表等で構成する図書館協議会を設置する等、市立図書館を利用する皆さんの意見や提案を参考にしながら開かれた運営を行います。

#### エ 図書館分室事業

市立図書館と各地区公民館内に設置している分室のネットワークサービスを継続します。

また、分室は、地域に根ざした図書館として定着しており、利用者が増加傾向にあることから引き続き利用者サービスの向上と拡大に努めます。

#### オ 移動図書館車事業の継続実施

本館に来館することが困難な利用者に対し、本館同様のサービスを提供するため移動図書館車の運行を継続実施します。

また、市立図書館の移転に伴い、移動図書館車の運行ルートの見直しを図りながら、より一層利用者サービスの向上に努めます。

## (2) 誰もが行きたくなる環境づくり

---

### ア 開館時間の延長と開館日の拡大

通勤・通学や買物など、生活動線上の流れの中で立ち寄ることができたり、これまでの開館時間では利用できなかった多くの市民が市立図書館を利用することができるような環境を整えます。

#### 開館時間

午前9時から午後9時30分まで

#### 休館日

毎月月末の日（休日及び祝日にあたるときはその翌日）

年末年始（12月28日から翌年1月3日まで）の期間

### イ 情報提供、情報支援サービス機能の向上

レファレンスサービス（情報を求めている利用者に援助を行うこと。）の実施はもとよりレフェラルサービス（館内に情報源がない場合、司書が有するネットワークや地域資源の中から情報源のあるところを紹介すること。）を充実させ、利用者の多様な学習意欲に応えるための体制を整備します。

### ウ 図書館機能と魅力の発信

図書館が有している機能や提供しているサービス内容に加え、実施事業等についても積極的に情報発信をし、市立図書館の利用者の拡大を図ります。

### エ 人材を育てるための本の増書

第二次多賀城市立図書館基本計画に掲げる「知の人材」を育成、輩出する市立図書館を目指し、あらゆるジャンルにおいてその道標になる本・将来の糧になる本等を増書します。

また、目まぐるしく変わる社会情勢や時代を読み、日々の暮らしの中で直面している社会的課題に対応するための図書や時事に関する資料も充実させます。

### オ ユニバーサルデザイン

図書館は、あらゆる情報や人々との出会いを約束する誰にとっても心地よい開かれた空間であることから、全ての利用者が快適に安心して過ごすことができる施設や設備の整備を行います。

### カ 学びの場としての機能拡大

市民が直面している生活課題や社会的問題に対し、図書館が有する機能と情報の提供を通じて、解決に向けた学びやその取組みの支援を行います。

また、書籍等の資料と電子情報を組み合わせることは、より大きな価値を生み利用者サービスにも大きく貢献することから、その両方を統合した場とするための環境整備を行います。

#### キ 多賀城の歴史と今を未来につなぐ

多賀城市の歴史資料、地域資料、行政資料を収集、保存し、広く提供します。

また、本市の歴史や郷土関係資料は、教育委員会事務局内及び関係機関と連携調整を図りながら積極的に収集します。

#### ク 子どもたちの心を育む場

本市では、平成 23 年に第二次多賀城市子ども読書活動推進計画を策定し、関係機関と連携を図りながら、読書活動を通じ心豊かでたくましい子どもたちの育成に取り組んでいます。

この計画推進の中心的役割を担う市立図書館は、「このまちの未来を創り、このまちの将来を支える子どもたち」の心を豊かにし心を育てるため、その発達段階に応じた図書や資料の充実を図りながら子どもの読書活動をより一層推進するための環境を整備します。

#### ケ 保護者が子どもと一緒にいきたい場

早い時期から本に親しみ、本から様々なことを学び感じ取ることは、子どもの成長過程においてとても重要であることから、就学前の子どもとその保護者を対象とした取組みを推進します。そのためには、保護者が子どもと一緒に安心して楽しく過ごすことができるための環境を整えることが必要であることから、ハード、ソフト両面にわたる整備を実施します。

また、市立図書館が提供するサービスを通じ、子育て中の保護者に対する支援のための取組みも実施します。

#### コ 学校図書室支援事業

第二次多賀城市子ども読書活動推進計画に基づき、児童の読書活動をより推進することを目的とし、市内小学校全校に対して行っている司書派遣事業を継続します。

また、市立図書館と学校図書室をネットワークで結び、市立図書館の機能を活用（図書館情報の提供、資料の予約・貸出等）することができるための環境を整備します。

#### サ アウトリーチ活動

読み聞かせやブックトーク等のアウトリーチ活動を展開し、これまでの図書館サービスが及ばなかった市民に対してサービスを広げていくための活動を展開し、市立図書館の利用者拡大に努めます。

### (3) 居心地のよい空間と雰囲気づくり

---

#### ア 本と出会うことができる空間

現状より図書及び資料の開架率を飛躍的に向上させます。圧倒的な本の量と雰囲気の中で、求める本との出会いの喜びを体験することができるような空間を創出します。

#### イ 一人ひとりの利用者にとっての大切な場づくり

市立図書館を利用する全ての方が、それぞれの目的に応じて図書館サービスを十分に利用することができるよう、ハード、ソフト両面にわたって居心地の良い雰囲気と空間を創ります。

#### ウ 人と情報が行き交う場

より高い公共性を有する市立図書館には、多くの人と情報が行き交う場となります。ここでの出会いと交流が新たな価値を生み出す可能性を有していることから、相互の出会いと交流が生まれるための取組みをハード、ソフトの両面にわたって実施します。

## 第5章 管理運営

---

### 1 管理運営形態について

---

市立図書館は、すべての市民に開かれた場として、文化交流拠点の中核施設として、これまでの開館日や開館時間では利用できなかった多くの市民が市立図書館を利用することができるような環境を整えることが求められています。

また、「第4章 図書館が提供するサービス」に記載した様々なサービスの実現は不可欠であり、これらを前提とした場合、職員は正職員が8人から16人、非常勤職員についても16人から44人に増加が見込まれます。

職員定数管理計画や新たな行政需要への対応もあることから、移転後の市立図書館を市直営で運営することは困難な状況です。

また、第二次多賀城市立図書館基本計画で示した構想に基づくサービスを提供するためには、司書の存在が非常に重要となりますが、現職員体制のままでは、向上、拡大する図書館サービスへの対応が困難であると想定されます。

上記の理由から、移転する市立図書館の運営については、東北随一の文化交流拠点整備事業と同様にPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ＝官民連携）の枠組みの中で最もふさわしい運営形態について検討を重ねてきた結果、指定管理者制度が最もふさわしいという結論に達しました。

### 2 指定管理者の選定について

---

本計画では市立図書館の現状と課題、また、今後の図書館に求められる新たな機能について明らかにしてきたところですが、移転する市立図書館では、課題を解決しながら進めていくことが重要となり、これらをより可能とするためには、顧客への視点と経営の視点が必要になります。

市立図書館には、顧客目線と経営の視点、マーケティング等、民間の活力とノウハウを採り入れ、地域の課題に向き合い、顧客のニーズをいち早く読み取り、スピード感と柔軟性のある取組みをし続けることが必要となってきます。

市立図書館が移転する再開発ビル内には、「本」と「文化」を通じて新たなライフスタイルの提供と実践を生業とする事業者が経営する書店の出店が計画されています。

本計画書で示している市立図書館が目指す、「利用者視点によるサービスの向上」、「誰もが行きたくなる環境づくり」、「居心地のよい空間と雰囲気づくり」の実現に向けては、同再開発ビル内に出店予定の事業者が有する実績とノウハウを活用することで市民へのサービスは質・量ともに向上し、また、合理的な運営が期待できることから、同事業者を指定管理者の候補者として今後の手続き等を進めてまいります。